

五泉市農業委員会

令和6年 第12回 定例総会議事録

会議開催 令和6年12月18日(水) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

出席委員(19人)

1番 大湊 弘明	2番 渡辺 清滋
3番 今井 聡	4番 亀山 公子
5番 大槻 彰吉	6番 高橋 喜美子
7番 川村 孝雄	8番 林 毅
9番 権平 孝男	10番 金子 信行
11番 小泉 和吉	12番 長谷川 亘
13番 渡邊 利雄	14番 羽賀 隆
15番 阿部 伸由	16番 樋口 勝俊
17番 酒井 美奈子	18番 加藤 健一
19番 松尾 タカ子	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

8. 報告事項

報告第1号 農用地利用集積等促進計画（移転）について

報告第2号 農業委員候補者評価委員会の結果及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和6年第12回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和6年第12回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中19人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、15番・阿部伸由 委員、16

番・樋口勝俊委員 お願いします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願いします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。調査班の班長、7番・川村孝雄 委員から、報告をお願いします。

調査班長（川村孝雄 委員）

はい議長。議席番号7番、現地調査班 川村です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として12月の農地パトロールを実施しました。本日9時30分から私ほか、羽賀 委員、皆川 推進委員、宇田 推進委員、事務局の本間所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、船越、泉町2丁目、川瀬、赤羽、論瀬、村松地区では、南田中、上野、石曾根、東石曾根等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第1号

議 長 続きまして、日程7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

本間所長 はい、議長。

議 長 本間所長。

本間所長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数5件で、売買が2件、贈与が2件、使用貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号1番は、売買の案件となります。譲受人の経営規模拡大のため、畑1筆、面積509㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

7 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を

満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、売買の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 1,021 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

8 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 3 番は、贈与の案件です。譲渡人が県外に居住し管理ができないため、畑 1 筆、面積 495 m²を知人に贈与するものです。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 4 番は、贈与の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、畑 9 筆、合計面積 6,778 m²を知人に贈与するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページをご覧ください。番号 5 番は、使用貸借の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 4 筆、合計面積 3,833 m²を地元の農家へ無償で貸借するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（川村孝雄 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は川瀬内の畑、番号 2 番は東石曾根地内の田、番号 3 番は石曾根地内の畑、番号 4 番は南田中地内の畑、番号 5 番は上野地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員 　　はい。

議 長 　　はい、今井委員。

今井聡 委員

議席番号 3 番、今井です。よくいう「贈与」というのは、当然に無料ということですね。しかし良くある話で税金はしっかり取られるという話がありますし、1 万円でも金額付けて売買の方が良いんだよという話、相談に来られたときに当事者に言うものやら言わないものやら、という質問です。

議 長 事務局。

阿部係長 はい、どちらが得かというようなアドバイスをするかということなんですが、農業委員会は基本的には農地のやり取りについて許可を出す機関であります。

そこが税金の話にまで踏み込んで、どちらが得です損ですよという話は万が一、私たちは税金のプロではありませんので、万が一制度変更なのでその方に不利益を及ぼした場合に農業委員会のアドバイスを受けてやったら損をしたというトラブルになりますので、基本的にはどちらが得かということについては余りアドバイスとかはしておらないということであります。

今井聡 委員

相談を受けてもそれは答えられませんということですか。

阿部係長 基本的にはそういう考えであります。

議 長 今井委員、いかがですか。

今井聡 委員

はい。

議 長 他にありませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第2号

議 長 続きまして、「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数1件で、期間の変更が1件であります。

15ページをご覧ください。番号1番は一般廃棄物の中間処理施設、いわゆるゴミ焼却場の建設に伴う、仮設現場事務所・駐車場として令和4年に一時転用許可を受けておりましたが、来年春の竣工以降に現状復旧するため、期間を延長するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（川村孝雄 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は論瀨地内の一時転用中の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第3号

議長 続きまして、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、売買が2件であります。

27 ページをご覧ください。

番号 1 番と番号 2 番はひとつの案件です。論瀨地内の登記地目 畑 2 筆、田 1 筆、合計面積 3,060 m²を隣接する事業所の駐車場敷地とする永久転用案件で、売買となります。

35 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-(イ)-e-(e)」であります。申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で第 1 種農地と判定されます。第 1 種農地は転用を認められておりませんが、既存施設の拡張については認められております。

今回の場合、隣接する事業所を拡大するものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

27 ページに戻っていただき、番号 3 番は、船越地内の登記地目 田 1 筆、面積 842 m²を駐車場及び資材置場とする一時転用案件で、売買となります。

42 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-(イ)-c-(e)」であります。申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で第 1 種農地と判定されます。第 1 種農地は転用を認められておりませんが、集落に接続して設定されるものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」による転用として、特例として止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（川村孝雄 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番と 2 番は論瀨地内の畑および田、番号 3 番は船越地内の田でありました。特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 　　ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 　　無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 　　挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (①あっせん審査委員会案件)

議 長 続きまして、「議第4号・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

はじめに、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

45ページをご覧ください。今月は12件の申し出がありました。番号1番から番号12番の内容については、令和6年12月13日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番から番号6番は売買の案件です。

番号1番は、合計面積5,733㎡。番号2番は、合計面積4,816㎡。番号3番は、合計面積5,452㎡。番号4番は、合計面積1,763㎡。番号5番は、合計面積1,589㎡。番号6番は、面積1,770㎡。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

続きまして、48ページの番号7番から番号12番は、交換の案件です。

番号7番は、合計面積3,033㎡。番号8番は、合計面積3,073㎡。これらを耕作の便を図るため交換するものです。

次に、番号9番は、面積917㎡。番号10番は、面積1,034㎡。これらを耕作の便を図るため交換するものです。

次に、番号11番は、合計面積2,029㎡。番号12番は、合計面積2,042㎡。これらを耕作の便を図るため交換するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号 (②通常案件)

議 長 続きまして、「通常案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

今月の通常案件は、93件、その内、賃貸借の新規は32件、使用貸借の新規が2件、再設定は59件の申し出がございました。

51ページからをご覧ください。番号1番から番号32番と、115ページの番号91番と番号92番は、新規の利用権設定案件です。

番号1番は、合計面積574.38㎡。番号1番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人が隣接する農地を耕作しており、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号2番は、合計面積1,288㎡。番号3番は、面積1,021㎡。

番号4番は、合計面積128㎡。番号4番は規定面積を満たしておりませんが、100ページの再設定と合わせて申請するもので、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号5番は、合計面積95㎡。番号5番は規定面積を満たしておりませんが、102ページの再設定と合わせて申請するもので、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号6番は、合計面積4,213㎡。番号7番は、57ページをご覧ください。合計面積11,964㎡。番号8番は、60ページをご覧ください。合計面積10,633㎡。番号9番は、合計面積2,908㎡。番号10番は、合計面積2,344㎡。番号11番は、合計面積17,104㎡。番号12番は、合計面積12,579㎡。

番号13番は、面積307㎡。番号13番は規定面積を満たしておりませんが、67ページの番号17と合わせて申請するもので合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号14番は、面積135㎡。番号14番は規定面積を満たしておりませんが、67ページの番号17と合わせて申請するもので合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号15番は、合計面積16,326㎡。番号16番は、合計面積10,293㎡。番号17番は、合計面積1,331㎡。番号18番は、面積1,829㎡。番号19番は、面積876㎡。番号20番は、面積1,449㎡。

番号21番は、面積455㎡。番号21番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人

は隣接する農地を耕作しており、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号 22 番は、面積 741 m²。番号 22 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号 23 番は、合計面積 2,013 m²。

番号 24 番は、面積 542 m²。番号 24 番は規定面積を満たしておりませんが、続く番号 25 番の隣接地であり、合算すると規定面積を満たすため申請を受理しました。

番号 25 番は、面積 504 m²。番号 26 番は、合計面積 3,855 m²。番号 27 番は、合計面積 4,292 m²。番号 28 番は、合計面積 1,543 m²。番号 29 番は、合計面積 10,137 m²。番号 30 番は、面積 1,025 m²。番号 31 番は、合計面積 6,130 m²。番号 32 番は、合計面積 5,105 m²。それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

続きまして 115 ページをご覧ください。番号 91 番は使用貸借の新規で、合計面積 1,615 m²。番号 92 番は、面積 1,024 m²。それぞれを無償で貸し借りするものです。

続きまして、74 ページの番号 33 番から 115 ページの番号 90 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

また、116 ページの番号 93 番につきましては、使用貸借の再設定の案件です。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 4 号 (③農地中間管理事業案件)

議 長 続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

議案書の117ページからをご覧ください。今月は4件の申し出がございました。

番号1番は、120ページをご覧ください。合計面積14,190㎡。番号2番は、合計面積4,827㎡。番号3番は、123ページをご覧ください。合計面積15,104㎡。番号4番は、合計面積7,192㎡。これらを議案書記載の金額で機構に貸し付けるものです。

なお、番号5番から番号8番は、今ほどご説明いたしました番号1番から番号4番を機構から譲受人に転貸するもので、併せてご報告するものです。

133ページをご覧ください。今月は、田41,313㎡、を機構への貸借並びに譲受人へ転貸します。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第8条第3項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

8 報告事項

議長 続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・農用地利用集積等促進計画（移転）について」事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

137ページをご覧ください。今回は、耕作者の変更が9件となります。

議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、農地の所有者ではなく現在の耕作者です。そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者であります。

番号1番から番号9番まで、それぞれを新しい耕作者に変更するものです。

なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議長 無ければ、続きまして「報告第2号・農業委員候補者評価委員会の結果及び、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議長 渡辺次長。

渡辺次長 はい、議長。それでは、私の方から「報告第2号 五泉市農業委員候補者評価委員会の結果及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の結果について」ご説明いたします。机上配布しました資料1ページをご覧ください。

令和6年12月2日に、五泉市農業委員会委員候補者評価委員会で審査した結果、候補者全員が適格であると認め、市長へ報告されました。

報告内容はめくっていただき、裏面をご覧ください。

1、募集人員19名。2、応募のあった人員19名。3、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する不適格者の員数「無し」。4、農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定する認定農業者等の員数「応募数19名中11名で過半数と認める」。5、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する利害関係の無い者の員数「応募数19名中1名と認める」。6、農業委員会等に関する法律第8条第7項に規定する年齢、性別等について「著しい偏りはないものと認める」。7、応募者について「五泉市農業委員会農業委員の職務を適切に行えるものと認める」。

次ページには、候補者一覧表を添付しております。

次に5ページをご覧ください。令和6年12月13日の「農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」におきまして審査した結果、候補者全員が「適格である」承認され、報告をいただきました。

1、募集人員29名。2、応募のあった人員29名。3、農業委員会等に関する法律第8条第4項に規定する不適格者の員数「なし」。4、応募者について、五泉市農業委員会委員の職務を適切に行えるものと認める。

次ページには候補者一覧表を添付しておりますので、ご確認をお願いします。

説明については、以上になります。

議 長 　　ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

小泉和吉 委員 　　はい。

議 長 　　はい、小泉委員。

小泉和吉 委員

　　11番、小泉です。言える範囲で構わないのですが、この評価委員会の構成というのはどういう方になっておられるのでしょうか。

議 長 　　事務局。

松尾局長 　　はい、お答えします。農業委員候補者評価委員会の構成でございますが、メンバーで言いますと古田前会長、旧村松町の農業委員会の桐生前会長、行政からは佐藤副市長、農林課の渡辺課長、あと私。5名でございます。

議 長 　　よろしいですか。

小泉和吉 委員

　　わかりました。

議 長 　　他にありませんか。

　　(質疑応答なし)

議 長 　　無ければ、報告事項を終了いたします。

　　以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和6年第12回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分 閉会)